

特定非営利活動法人 はびままクローバー
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人はびままクローバーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県尾道市御調町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の子育て中の家庭や地域住民に対して、子育てを応援する様々な活動を行うことで、地域の中でつながりを感じながら安心して子育てが出来、母親が自分らしく生きる事ができる社会の実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 情報化社会の発展を図る活動
- (10) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (11) 科学技術の振興を図る活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域子育て支援拠点事業
 - ② 子育てに関わる支援事業
 - ③ 一時預かり事業
 - ④ 母親応援事業
 - ⑤ その他目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、運営に関わり、参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、賛助金を拠出し、活動を援助する個人及び団体(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 子育て中の家庭及び母親の生き方への支援に関心と意欲があり、活動の推進に熱意を持って取り組む事ができる。

2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上
 - (2) 監 事 1人以上
 - 2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上を副代表理事とする。
- (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1

人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることにはならない。

４ 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２ 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３ 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４ 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５ 監事は、次に掲げる職務を行う。

（１） 理事の業務執行の状況を監査すること。

（２） この法人の財産の状況を監査すること。

（３） 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４） 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（５） 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

３ 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４ 役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１） 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

（２） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２ 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３ 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

２ 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

（種別）

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

（１） 定款の変更

（２） 解散

（３） 合併

（４） 事業計画及び活動予算並びにその変更

（５） 事業報告及び活動決算

（６） 役員の選任又は解任、職務及び報酬

（７） 会費の額

（８） 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（９） 事務局の組織及び運営

（10） その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

２ 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１） 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（２） 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３） 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

２ 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全体が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条1次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益
- (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係るに関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	木村 順子
副代表理事	宮本 恵子
副代表理事	山崎 愛理佳
監事	豊田 朋子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員（個人および団体） 年会費 1500円
- (2) 賛助会員（個人および団体） 1回 1000円

附則

1. この定款は、所轄庁の認証を受けた日（平成29年7月12日）から施行する。
2. この定款は、令和7年 月 日から施行する。（広島県の認定日）

令和7年度事業計画書

(期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人はぴままクローバー

1 事業実施の方針

地域子育て支援拠点事業では常に暖かく受け入れる環境を整えて、保護者同士のつながりづくりを丁寧に行い、子どもたちの成長を一緒に見守っていききたい。一時預かり事業や他の事業では子育て家庭の困りごとを具体的にサポートし、子育て中の保護者のゆとりある生き方を応援する取り組みを実施していく。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2)

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込み 額(円)
地域子育て支援拠点事業	◎みつぎ子育て支援センター みっけ運営委託	9~16時 (開所予定 203日)土曜 日開館を含む	みつぎ子 育て支援 センター	毎回 2~3名	未就学児とそ の親、毎回親 子15組程度	3,392,000
	◎他の機関との協働事業 連携会議事業、食育事業、中学 校職場体験・中学生と親子の 交流事業、子育てサークル支 援事業など	年15回程度	保健福祉セン ター等	毎回 1~2名	未就学児とそ の親、毎回親 子10組程度	
	◎研修事業 ・子育て支援スタッフ研修 ・スタッフミーティング	未定 月1回	未定 みつぎ子育て 支援センター	1~2名 4~6名		
子育てに関わる支援事業	◎ワクワクプロジェクト事業 ・御調地区健康福祉展「手作り のおもちゃコーナー」	未定	御調地区健康 福祉展会場	3~4名	幼保小学生の 親子	10,300
	◎不登校を考える親の会「は っぴいクローバー」事業	毎月1回程 度	市公民館	1~2名	子育て中の保 護者7名程度	1,000
	◎子ども食堂(フードパント リー)事業	月1回	市公民館	10名程 度	子育て家庭お よびひとり親 家庭20~50組	321,776
一時預かり事業	◎子ども誰でも通園制度事業 (尾道版子ども誰でも通園)	随時	みつぎ子 育て支援 センター	1~2名	6ヶ月から6歳 の年度末までの 幼児	1,416,160
母親応援事業	◎子育て講座「まあるい子育て」の実施	随時	市公民館	2~3名	子育て中の保 護者10名程度	21,700
	◎母親の就労支援事業 ・パパママリフレッシュ応援 プロジェクト	年2回程度	尾道ふれ あいの里	約5名	子育て中の親 子	32,120
その他目的を達成するための事業	◎研修事業	随時		2~3名	会員、理事	21,000
	◎他の機関との協働事業 ・外部研修生受入事業 ・中学校職場体験(再掲) ・中学生と親子の交流事業(再掲) ・子育て応援ネットワーク作り	随時	みつぎ子育て 支援センター 御調中学校	2~3名	外部研修生数名	0
	◎広報事業 ・パンフレット作成	随時				4,000

令和8年度事業計画書

(期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人はぴままクローバー

1 事業実施の方針

地域子育て支援拠点事業では常に暖かく受け入れる環境を整えて、保護者同士のつながりづくりを丁寧に行い、子どもたちの成長と一緒に見守っていききたい。一時預かり事業や他の事業では子育て家庭の困りごとを具体的にサポートし、子育て中の保護者のゆとりある生き方を応援する取り組みを実施していく。

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込み 額 (円)
地域子育て支援拠点事業	◎みつぎ子育て支援センター みつけ運営委託	9~16時 (開所予定 203日)土曜 日開館を含む	みつぎ子 育て支援 センター	毎回 2~3名	未就学児とそ の親、毎回親 子15組程度	3,392,000
	◎他の機関との協働事業 連携会議事業、食育事業、中学 校職場体験・中学生と親子の 交流事業、子育てサークル支 援事業など	年15回程度	保健福祉セン ター等	毎回 1~2名	未就学児とそ の親、毎回親 子10組程度	
	◎研修事業 ・子育て支援スタッフ研修 ・スタッフミーティング	未定 月1回	未定 みつぎ子育て 支援センター	1~2名 4~6名		
子育てに関わる支援事業	◎ワクワクプロジェクト事業 ・御調地区健康福祉展「手作り のおもちゃコーナー」	未定	御調地区健康 福祉展会場	3~4名	幼保小学生の 親子	10,300
	◎不登校を考える親の会「は っぴいクローバー」事業	毎月1回程 度	市公民館	1~2名	子育て中の保 護者7名程度	1,000
	◎子ども食堂(フードパント リー)事業	月1回	市公民館	10名程 度	子育て家庭お よびひとり親 家庭20~50組	321,776
一時預かり事業	◎子ども誰でも通園制度事業 (尾道版子ども誰でも通園)	随時	みつぎ子 育て支援 センター	1~2名	6ヶ月から6歳 の年度末までの 幼児	1,416,160
母親応援事業	◎子育て講座「まあるい子育て」の実施	随時	市公民館	2~3名	子育て中の保 護者10名程度	21,700
	◎父親母親リフレッシュ支援 事業 ・パパママリフレッシュ応援 プロジェクト	年2回程度	尾道ふれ あいの里	約5名	子育て中の親 子	32,120
その他目的を達成するための事業	◎研修事業	随時		2~3名	会員、理事	21,000
	◎他の機関との協働事業 ・外部研修生受入事業 ・中学校職場体験(再掲) ・中学生と親子の交流事業(再掲) ・子育て応援ネットワーク作り	随時	みつぎ子育て 支援センター 御調中学校	2~3名	外部研修生数名	0
	◎広報事業 ・パンフレット作成	随時				4,000

令和7年度 活 動 予 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人はびままクローバー

自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	3,000	33,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金		0	
【受取助成金等】			
受取助成金		0	
【事業収益】			
利用者負担金収益	259,200		
自主事業収益	13,500		
委託金	4,546,320	4,819,020	
【その他収益】			
受取 利息	0		
雑 収 益	20,250	20,250	
経常収益 計			4,872,270
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料 手当(事業)	4,261,100		
通 勤 費(事業)	69,300		
人件費 計	4,330,400		
(その他経費)			
諸 謝 金	157,000		
図書費(事業)	42,000		
印刷製本費(事業)	5,000		
旅費交通費(事業)	16,000		
玩具費(事業)	30,000		
通信運搬費(事業)	92,000		
消耗品 費(事業)	171,000		
修 繕 費(事業)	2,000		
食糧費(事業)	237,000		
保 険 料(事業)	27,490		
検 査 料	23,760		
諸 会 費(事業)	0		
支払手数料(事業)	1,000		
原材料(事業)	3,000		
研修費(事業)	25,000		
施設使用料(事業)	4,700		
広告宣伝費(事業)	4,700		
備品費	28,000		
雑 費(事業)	20,006		
その他経費計	889,656		
事業費 計		5,220,056	
【管理費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
旅費交通費	3,500		
施設使用料	1,000		
図書費	2,000		
食糧費	1,500		
通信運搬費	2,000		
消耗品 費	2,000		
印刷製本費	1,000		
研修費	2,000		
諸会費	3,000		
雑 費	20,000		
その他経費計	38,000		
管理費 計		38,000	
経常費用 計			5,258,056
当期経常増減額			△ 385,786
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 385,786
当期正味財産増減額			△ 385,786
前期繰越正味財産額			544,463
次期繰越正味財産額			158,677

令和8年度 活 動 予 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人はびままクローバー

自 令和8年 4月 1日 至 令和9年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	3,000	33,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金	50,000	50,000	
【受取助成金等】			
受取助成金	200,000	200,000	
【事業収益】			
利用者負担金収益	259,200		
自主事業収益	55,000		
委託金	4,546,320	4,860,520	
【その他収益】			
受取 利息	0		
雑 収 益	0	0	
経常収益 計			5,143,520
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料 手当(事業)	4,261,100		
通 勤 費(事業)	69,300		
人件費 計	4,330,400		
(その他経費)			
諸 謝 金	157,000		
図書費(事業)	42,000		
印刷製本費(事業)	5,000		
旅費交通費(事業)	16,000		
玩具費(事業)	30,000		
通信運搬費(事業)	92,000		
消耗品 費(事業)	171,000		
修 繕 費(事業)	2,000		
食糧費(事業)	237,000		
保 險 料(事業)	27,490		
検 査 料	23,760		
諸 会 費(事業)	0		
支払手数料(事業)	1,000		
原材料(事業)	3,000		
研修費(事業)	25,000		
施設使用料(事業)	4,700		
広告宣伝費(事業)	4,700		
備品費	28,000		
雑 費(事業)	20,006		
その他経費計	889,656		
事業費 計		5,220,056	
【管理費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
旅費交通費	3,500		
施設使用料	1,000		
図書費	2,000		
食糧費	1,500		
通信運搬費	2,000		
消耗品 費	2,000		
印刷製本費	1,000		
研修費	2,000		
諸会費	3,000		
雑 費	20,000		
その他経費計	38,000		
管理費 計		38,000	
経常費用 計			5,258,056
当期経常増減額			△ 114,536
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 114,536
当期正味財産増減額			△ 114,536
前期繰越正味財産額			158,677
次期繰越正味財産額			44,141